

市議会請願・陳情審査状況について

令和元年度市議会に提出された請願・陳情の審査状況

請願 1 号	義務教育に係る国による財源確保と、30人以下学級の実現をはかり、教育の機会均等と水準の維持向上、並びにゆきとどいた教育の保障に関する請願	令和元年 6月 11日 提出 令和元年 6月 20日 付託 令和元年 6月 21日 継続審査
審査の結果 : 継続審査		

陳情 8 号	川崎市立南生田中学校の体育館への空調設備・シャワー設備の設置及び、格技室の新設または金工室の格技室への変更（空調設備含む）と外付けトイレ設備・シャワー設備の設置のお願いに関する陳情	令和元年 5月 16日 提出 令和元年 5月 20日 付託 令和元年 8月 2日 現地視察 令和元年 8月 23日 趣旨採択
審査の結果 : 趣旨採択		

請願第 1 号

令和元年 6月 11 日

川崎市議会議長 山崎直史様

中原区

川崎市教職員組合

ほか 4,967名

義務教育に係る国による財源確保と、30人以下学級の実現をはかり、教育の機会均等と水準の維持向上、並びにゆきとどいた教育の保障に関する請願

請願要旨

義務教育の機会均等と教育水準を維持し、子どもたちの豊かな学びを保障するため、義務教育費国庫負担制度の維持・拡充と教職員の定数改善を求め、国及び関係する行政機関に対し、以下の内容について意見書を提出していただきたい。

- 1 行き届いた教育を実現するために、学級編制標準の見直しや教職員の定数改善等、豊かな教育環境を整備するための予算を確保・拡充すること。

請願の理由

学級規模と教職員の配置について、国は、2011年度（平成23年度）から小学校1年生は35人以下と定めていますが、小学校2年生以上は40人のままとなっています。本市では、小学校2年生に対し、加配措置として学級編制が行われていますが、段階的に引き下げるような予算措置はなされていません。子どもたちと向き合い、きめ細かく子どもたちを支援するためには教育予算の拡充が不可欠です。

社会状況等の変化により、学校は、一人一人の子どもに対し、より丁寧な対

応が求められています。子どもの貧困率は13.9%と多少の改善は見られつつも、7人に1人が相対的貧困状態にあると言われています。特に、ひとり親家庭の貧困率は50.8%であり、生活意識を見ると母子世帯の82.7%は「苦しい」と答えています（厚生労働省2016年国民生活基礎調査の概要）。教員はこうした現状を日々目の当たりにしながら指導を行っています。また、日本語指導などを必要とする子どもたちや特別支援を必要とする子どもたちへの対応等も課題となっており、いじめ、不登校などの課題も山積しています。こうした事の解決に向けて、少人数学級の推進などの計画的な学級編制標準の改善が必要です。

幾つかの自治体においては、厳しい財政状況の中にあっても、独自財源による30人～35人以下学級が行われています。この事は、自治体の判断として少人数学級の必要性を認識していることの現れであり、国の施策として財源保障をすべきです。世界的に見ても1クラス人数の平均は、初等教育で21人、前期中等教育では23人であり、日本はこれを大きく上回っています。また、2010年（平成22年）に文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、「小中学校の望ましい学級規模」として、83%の人が30人以下を挙げています。

子どもの学ぶ意欲・主体的な取組を引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠です。こうした観点から、政府予算編成において上記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき、引き続き国と関係機関への意見書提出を請願いたします。

紹介議員

橋本勝
宗田裕之
山田晴彦
堀添健
月本琢也
三宅隆介
松川正二郎
添田勝

陳情第 8号

令和元年 5月16日

川崎市議会議長様

多摩区

南生田中学校 P T A

ほか 406名

川崎市立南生田中学校の体育館への空調設備・シャワー設備の設置及び、格技室の新設または金工室の格技室への変更（空調設備含む）と外付けトイレ設備・シャワー設備の設置のお願いに関する陳情

陳情の要旨

市立南生田中学校の体育館への空調設備・シャワー設備の設置及び、格技室の新設又は金工室の格技室への変更（空調設備含む）と外付けトイレ設備・シャワー設備の設置をお願いします。

陳情の理由

近年、猛暑日が増加しているにもかかわらず、近隣からの騒音に対する苦情への対策のため、体育館の扉を大きく開いての使用ができません。熱中症対策はもちろんのこと、災害時には避難所を開設することもあり、空調設備の設置は居住空間の充実にもつながります。隣接する市立南生田小学校の体育館に空調設備が設置される予定がなく、市立南生田中学校の体育館に空調設備が設置されるならば、避難生活における要配慮者に使用していただく等、差別化が図れて利便性が増します。東京都では全ての公立小中高校の体育館に空調設備を設置しようと、既に動き始めています（文京区と中央区の公立小中学校体育館は設置完了済みです）。2018年（平成30年）5月～9月、市内の熱中症による救急搬送人数は854人と2017年（平成29年）のほぼ2倍となっ

ており、今後も猛暑日の増加が予想されています。そして、文部科学省の学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議の資料の中に、「避難所となる学校施設には風呂やシャワーの設備が必要である。生命確保期には、少なくとも避難所にたどり着くまでに汚れてしまった人がシャワーを使えるよう、シャワー設備の設置を検討する必要がある。※緊急提言、被災地ヒアリング(多数)」とあり、衛生的な環境の下で避難所生活が送れるよう、避難所を清潔に保つ必要があります。

以上のことから、体育館に空調設備とシャワー設備の早急な設置を陳情いたします。

また、市立南生田小学校と市立南生田中学校は一小一中の関係であり、現在の小学6年生は、今年度に小学校体育館改修が予定され、中学校入学後には中学校体育館改修工事が入ることが見込まれ、合計2年間体育館を使用することができません。体育の授業内容の大半が、グラウンドができるものに制限されてしまい、「健やかな体を育成する」ことの妨げになりかねません。そして、武道が必修であるにもかかわらず、格技室が設置されていません。そこで、格技室の新設又は現在授業で使用していない金工室を格技室として使えるように改修をお願いいたします。体育館改修工事前に格技室が完成すれば、改修工事中も格技室で体育の授業を行え、剣道部の活動を継続して学校内で行うことができます。

災害時には格技室を第2の避難所として利用することも可能ですが。以上のことから、格技室の新設又は金工室の格技室への早急な変更、空調設備の設置、また、金工室は離れにあるので、避難所運営の面から外付けのトイレ設備及びシャワー設備の設置を陳情いたします。